改正後 改正前 ワクチン(シードロット製剤を除く。)の部 ワクチン(シードロット製剤を除く。)の部 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢ー粘膜 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢ー粘膜 病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス 病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス 感染症混合生ワクチン 感染症混合生ワクチン (略) 2 製法 2 製法 2.1 製造用株 2.1 製造用株 2.1.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス 2.1.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス 2.1.1.1・2.1.1.2 (略) 2.1.1.1・2.1.1.2 (略) 2.1.1.3 継代及び保存 2.1.1.3 継代及び保存 原株及び原種ウイルスは、生ワクチン製造用材料の規格2.6.2の豚精巣初代細 原株及び原種ウイルスは、生ワクチン製造用材料の規格2.6.2の豚精巣初代細胞 胞若しくは継代細胞又は牛腎継代細胞で継代する。 又は適当と認められた培養細胞で継代する。 (略) 2.1.2 牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス 2.1.2 牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス 2.1.2.1・2.1.2.2 (略) $2.1.2.1 \cdot 2.1.2.2$ 2.1.2.3 継代及び保存 2.1.2.3 継代及び保存 原株及び原種ウイルスは、生ワクチン製造用材料の規格2.6.2の豚精巣初代又 原株及び原種ウイルスは、生ワクチン製造用材料の規格2.6.2の豚精巣初代細胞 又は適当と認められた培養細胞で継代する。 は継代細胞で継代する。 (略) (略) 2.1.3 (略) 2.1.3 (略) 2.1.4 牛RSウイルス 2.1.4 牛RSウイルス 2.1.4.1・2.1.4.2 (略) 2.1.4.1 • 2.1.4.2 (略) 2.1.4.3 継代及び保存 2.1.4.3 継代及び保存 原株及び原種ウイルスは、HmLu細胞で継代する。 原株及び原種ウイルスは、HAL細胞又は適当と認められた培養細胞で継代する。 (略) (略) 2.2 製造用材料 2.2 製造用材料 2.2.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス 2.2.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス 生ワクチン製造用材料の規格 2.6.2の豚精巣初代細胞又は製造に適当と認めら 生ワクチン製造用材料の規格2.6.2の豚精巣初代細胞若しくは継代細胞又は牛 腎継代細胞を用いる。 れた培養細胞を用いる。 2.2.1.2 培養液 2.2.1.2 培養液 製剤ごとに農林水産大臣が適当と認めた培養液を用いる。 製造に適当と認められた培養液を用いる。 2.2.2 牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス 2.2.2 牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス |2.2.2.1 培養細胞 2.2.2.1 培養細胞 生ワクチン製造用材料の規格2.6.2の豚精巣初代又は継代細胞を用いる。 生ワクチン製造用材料の規格 2.6.2の豚精巣初代細胞又は製造に適当と認めら 2.2.2.2 培養液

製剤ごとに農林水産大臣が適当と認めた培養液を用いる。

- 2.2.3 牛パラインフルエンザ3型ウイルス
- 2231 (略)
- 2.2.3.2 培養液

製剤ごとに農林水産大臣が適当と認めた培養液を用いる。

- 2.2.4 **牛RS**ウイルス
- 2.2.4.1 培養細胞

HmLu細胞を用いる。

2.2.4.2 培養液

製剤ごとに農林水産大臣が適当と認めた培養液を用いる。

(削る)

2.4 最終バルク

牛伝染性鼻気管炎ウイルス原液、牛ウイルス性下痢ー粘膜病ウイルス原液、 牛パラインフルエンザ3型ウイルス原液及び牛RSウイルス原液を混合し、製剤 ごとに農林水産大臣が適当と認めた安定剤を加えて、最終バルクとする。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、凍結乾燥し、小分製品とする。 小分製品について、3.3の試験を行う。

- 3 試験法
- 3.1 (略)
- 3.2 原液の試験
- 3.2.1 (略)
- 3.2.2 迷入ウイルス否定試験

牛伝染性鼻気管炎ウイルス原液及び牛ウイルス性下痢ー粘膜病ウイルス原液 については、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法 1.1、2.3.1、2.4.1、2.4.2及び 2.7.2.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

牛パラインフルエンザ3型ウイルス原液及び牛RSウイルス原液については、 一般試験法の迷入ウイルス否定試験法 1.1、2.4.1、2.4.2及び2.7.2.1を準用して試 験するとき、適合しなければならない。

牛自血病ウイルスについて、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法2.8.1.1を準 用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、 めた場合には、その方法とする。

ただし、中和用血清は、抗牛伝染性鼻気管炎ウイルス血清(付記1)、抗牛ウ イルス性下痢ー粘膜病ウイルス血清(付記2)、抗牛パラインフルエンザ3型ウ イルス血清(付記3)及び抗牛RSウイルス血清(付記4)を非働化したものを 用いる。

- 3.2.3 ウイルス含有量試験
- |3.2.3.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス含有量試験

れた培養細胞を用いる。

2.2.2.2 培養液

製造に適当と認められた培養液を用いる。

- 2.2.3 牛パラインフルエンザ 3型ウイルス
- 2231 (略)
- 2.2.3.2 培養液

製造に適当と認められた培養液を用いる。

- 2.2.4 牛RSウイルス
- 2.2.4.1 培養細胞

HAL細胞又は製造に適当と認められた培養細胞を用いる。

2.2.4.2 培養液

製造に適当と認められた培養液を用いる。

2.4 混合原液の調製 - 年伝染性鼻気管炎ウイルス原液、牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス原液、 パラインフルエンザ3型ウイルス原液及び牛RSウイルス原液を混合し、混合原 液とする。

混合原液について、3.3の試験を行う。

2.5 最終バルク

混合原液に適当と認められた安定剤を加えて混合し、最終バルクとする。

2.6 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、凍結乾燥し、小分製品とする。 小分け製品について、3.4の試験を行う。

- 3 試験法
- 3.1 (略)
- 3.2 原液の試験
- 3.2.1 (略)
- 3.2.2 米入ウイルス否定試験

牛伝染性鼻気管炎ウイルス原液及び牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス原液 については、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法 1.1、2.3.1、2.4.1、2.4.2及び 2.7.2.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

牛パラインフルエンザ3型ウイルス原液及び牛RSウイルス原液については、 一般試験法の迷入ウイルス否定試験法 1.1、2.4.1、2.4.2及び2.7.2.1を準用して試 験するとき、適合しなければならない。

ただし、中和用血清は、抗牛伝染性鼻気管炎ウイルス血清(付記1)、抗牛ウ イルス性下痢-粘膜病ウイルス血清(付記2)、抗牛パラインフルエンザ3型ウ イルス血清(付記3)及び抗牛RSウイルス血清(付記4)を非働化したものを 用いる。

- 3.2.3 ウイルス含有量試験
- |3.2.3.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス含有量試験

- 3.2.3.1.1 試験材料
- 3.2.3.1.1.1 (略)
- 3.2.3.1.1.2 培養細胞

牛精巣継代細胞を培養し、単層となったものを用いる。

3.2.3.1.2 試験方法

試料0.1mLずつをそれぞれ4本(穴)以上の培養細胞に接種し、37℃で60分間 静置吸着させた後、ウイルス増殖用培養液を加え、34~36℃で7日間培養し、 観察する。

- 3.2.3.1.3 (略)
- |3.2.3.2 牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス含有量試験
- 3.2.3.2.1 (略)
- 3.2.3.2.2 試験方法

試料0.1mLずつをそれぞれ0.5mLずつ分注した細胞4本(穴)以上に接種し、37 °Cで $5\sim7$ 日間培養し、単層形成が良好であることを確認する。培養液を除き、1 mL中牛ウイルス性下痢ー粘膜病ウイルス Nose株を 10^{50} TCID $_{50}$ (以下、このウイルスを用いる方法を「干渉法」という。)又は1 mL中ニューカッスル病ウイルス TCND株若しくは宮寺株を 10^{50} EID $_{50}$ 含んだ細胞増殖用培養液(以下、このウイルスを用いる方法を「END法」という。)を加え、更に $34\sim36$ °Cで $5\sim7$ 日間培養し、観察する。

- 3.2.3.2.3 (略)
- 3.2.3.3 牛パラインフルエンザ3型ウイルス含有量試験
- 3.2.3.3.1 試験材料
- 3.2.3.3.1.1 (略)
- 3.2.3.3.1.2 培養細胞

牛腎継代細胞を培養し、単層となったものを用いる。

3.2.3.3.2 試験方法

試料0.1mLずつをそれぞれ4本(穴)以上の培養細胞に接種し、37℃で60分間 静置吸着させた後、ウイルス増殖用培養液を加え、34~36℃で7日間培養し、 観察する。

- 3.2.3.3.3 (略)
- 3.2.3.4 牛RSウイルス含有量試験
- 3.2.3.4.1 試験材料
- 3.2.3.4.1.1 試料

検体を製剤ごとに農林水産大臣が適当と認めた培養液で10倍階段希釈し、各 段階の希釈液を試料とする。

3.2.3.4.1.2 培養細胞

Vero細胞を培養し、単層となったものを用いる。

|3.2.3.4.2 試験方法

試料0.1mLずつをそれぞれ4本(穴)以上の培養細胞に接種し、37℃で60分間 静置吸着させた後、製剤ごとに農林水産大臣が適当と認めた培養液を加え、34 ℃で14日間培養し、観察する。

3.2.3.4.3 (略)

(削る)

- 3.2.3.1.1 試験材料
- 3.2.3.1.1.1 (略)
- 3.2.3.1.1.2 培養細胞

牛精巣継代細胞を<u>小試験管に1~3日間</u>培養し、単層となったものを用いる。

3.2.3.1.2 試験方法

試料0.1mLずつをそれぞれ4本以上の培養細胞に接種し、37 \mathbb{C} で60分間静置吸着させた後、ウイルス増殖用培養液を0.5mLずつ加え、34 \mathbb{C} で7日間回転培養し、観察する。

- 3.2.3.1.3 (略)
- |3.2.3.2 牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス含有量試験
- 3.2.3.2.1 (略)
- 3.2.3.2.2 試験方法

試料0.1mLずつを小試験管に0.5mLずつ分注した細胞4本以上に接種し、37Cで $5\sim7$ 日間<u>静置</u>培養し、単層形成が良好であることを確認する。培養液を除き、1 mL中牛ウイルス性下痢ー粘膜病ウイルス Nose株を 10^{50} TCIDso(以下、このウイルスを用いる方法を「干渉法」という。)又は1 mL中ニューカッスル病ウイルス TCND株若しくは宮寺株を 10^{40} EIDso含んだ細胞増殖用培養液(以下、このウイルスを用いる方法を「END法」という。)を0.5mLずつ加え、更に $34\sim36$ Cで $5\sim7$ 日間回転培養し、観察する。

- 3.2.3.2.3 (略)
- 3.2.3.3 牛パラインフルエンザ3型ウイルス含有量試験
- 32331 試験材料
- 3.2.3.3.1.1 (略)
- 3.2.3.3.1.2 培養細胞

牛腎継代細胞を小試験管に1~3日間培養し、単層となったものを用いる。

3.2.3.3.2 試験方法

試料0.1mLずつをそれぞれ4本以上の培養細胞に接種し、37 \mathbb{C} で60分間静置吸着させた後、ウイルス増殖用培養液を0.5mLずつ加え、34 \mathbb{C} で7日間回転培養し、観察する。

- 3.2.3.3.3 (略)
- 3.2.3.4 牛RSウイルス含有量試験
- 3.2.3.4.1 試験材料
- 3.2.3.4.1.1 試料

検体を<u>ウイルス増殖用培養液</u>で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.2.3.4.1.2 培養細胞

Vero細胞を小試験管に3~4日間培養し、単層となったものを用いる。

3.2.3.4.2 試験方法

試料0.1mLずつをそれぞれ4本以上の培養細胞に接種し、37℃で60分間静置吸着させた後、0.5mLずつ加え、0.5mLずつ加え、0.5mLずつ加え、0.5mLずつ加え、0.5mLずつ加え、0.5mLずの加え、0.5mLずの加え、0.5mLずの加え、0.5mLずの加え、0.5mLずの加え、0.5mLずの加え、0.5mLずの加え、0.5mLずの加え、0.5mLずの加え、0.5mLずの加え、0.5mLずの加え、0.5mLずのからいた。

- 3.2.3.4.3 (略)
- 3.3 混合原液の試験
- 331 米入ウイルス否定試験

3.3 小分製品の試験

3.3.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する乾燥物でなければならない。溶解したものは、固有の色調を有する液体でなければならず、異物及び異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.3.2~3.3.6 (略)

3.3.7 ウイルス含有量試験

3.3.7.1~3.3.7.4 (略)

3.3.8 (略)

3.3.9 安全試験

3.3.9.1 牛注射試験

3.3.9.1.1 試験材料

3.3.9.1.1.1·3.3.9.1.1.2 (略)

3.3.9.1.2 · 3.3.9.1.3 (略)

3.3.9.2 乳のみマウス注射試験

3.3.9.2.1 試験材料

3.3.9.2.1.1・3.3.9.2.1.2 (略)

3.3.9.2.2 · 3.3.9.2.3 (略)

3.3.10 力価試験

3.3.10.1 牛伝染性鼻気管炎力価試験

3.3.10.1.1 試験材料

3.3.10.1.1.1 試験動物

3.3.9.1 の試験に用いた動物を用いる。

 $3.3.1\overline{0.1.1.2}$ (略)

3.3.10.1.1.3 培養細胞

牛精巣継代細胞を培養し、単層となったものを用いる。

3.3.10.1.2 試験方法

3.3.9.1の試験終了後、14日目に得られた血清について、中和試験を行う。被検血清を非働化した後、ウイルス増殖用培養液で2倍階段希釈する。各希釈血清と0.2mL中約100PFUの中和試験用ウイルス液とを等量混合し、37℃で60分間処理する。この混合液0.2mLずつをそれぞれ2枚(穴)の培養細胞に接種し、37℃で60分間吸着させた後、混合液を除き、第1次重層寒天培地(付記7)5mLを加え、37℃5 vol%炭酸ガス下で3~5日間培養した後、第2次重層寒天培地(付記8)3mLを加え、更に24時間培養後、プラック数を算定する。

3.3.10.1.3 (略)

3.3.10.2 牛ウイルス性下痢-粘膜病力価試験

3.3.10.2.1 試験材料

3310211 試験動物

一般試験法の迷入ウイルス否定試験法1.1及び2.8.1.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

ただし、中和用血清は、抗牛伝染性鼻気管炎ウイルス血清、抗牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス血清、抗牛パラインフルエンザ3型ウイルス血清及び抗牛RSウイルス血清を非働化したものを用いる。

3.4 小分製品の試験

3.4.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する乾燥物でなければならない。溶解したものは、固有の色調を有する液体でなければならず、異物<u>又は</u>異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.4.2~3.4.6 (略)

3.4.7 ウイルス含有量試験

 $\overline{3.4.7.1} \sim 3.4.7.4$ (B)

3.4.8 (略)

3.4.9 安全試験

3.4.9.1 牛注射試験

3.4.9.1.1 試験材料

 $\overline{3.4.9.1.1.1}$ · 3.4.9.1.1.2 (略)

3.4.9.1.2 · 3.4.9.1.3 (略)

3.4.9.2 乳のみマウス注射試験

3.4.9.2.1 試験材料

3.4.9.2.1.1 · 3.4.9.2.1.2 (略)

3.4.9.2.2 · 3.4.9.2.3 (略)

3.4.10 力価試験

 $\overline{3.4.10.1}$ 牛伝染性鼻気管炎力価試験

3.4.10.1.1 試験材料

3.4.10.1.1.1 試験動物

<u>3.4.9.1</u>の試験に用いた動物を用いる。

 $3.4.1\overline{0.1.1.2}$ (略)

3.4.10.1.1.3 培養細胞

年精巣継代細胞浮遊液を約 $27cm^2$ のシャーレに5mLずつ分注し、 $1\sim3$ 日間培養し単層となったものを用いる。

3.4.10.1.2 試験方法

3.4.9.1の試験終了後、14日目に得られた血清について、中和試験を行う。被検血清を非働化した後、ウイルス増殖用培養液で2倍階段希釈する。各希釈血清0.5mLと0.2mL中約100PFUの中和試験用ウイルス液0.5mLとを混合し、37℃で60分間処理する。この混合液0.2mLずつをそれぞれ2枚の培養細胞に接種し、37℃で60分間吸着させた後、混合液を除き、第1次重層寒天培地(付記7)5 mLを加え、37℃5 vol%炭酸ガス下で3~5日間培養した後、第2次重層寒天培地(付記8)3 mLを加え、更に24時間培養後、プラック数を算定する。

3.4.10.1.3 (略)

3.4.10.2 牛ウイルス性下痢ー粘膜病力価試験

3.4.10.2.1 試験材料

3.4.10.2.1.1 試験動物

3.3.9.1の試験に用いた動物を用いる。

3.3.10.2.1.2 · 3.3.10.2.1.3 (略)

3.3.10.2.2 試験方法

3.3.9.1の試験終了後、7日目に得られた血清について、中和試験を行う。 被検血清を非働化した後、細胞増殖用培養液で2倍階段希釈する。各希釈血清と0.1mL中約200TCID₅の中和試験用ウイルス液とを等量混合し、37℃で60分間処理する。この混合液0.1mLずつを、細胞4本ずつに接種する。37℃で4~5日間培養し、観察する。

3.3.10.2.3 (略)

3.3.10.3 牛パラインフルエンザカ価試験

3.3.10.3.1 試験材料

 $\overline{3.3.10.3.1.1} \sim 3.3.10.3.1.3$ (略)

3.3.10.3.2 試験方法

<u>接種材料0.2mLずつを5匹の試験動物の鼻腔内に接種し、21日目に得られた各個体の血清について赤血球凝集抑制試験を行う。</u>

被検血清0.2mLに25w/v%カオリン加生理食塩液0.6mLを加え、室温で20分間処理した後、遠心し、その上清を希釈液を用いて2倍階段希釈する。各希釈血清に4単位の赤血球凝集抗原を等量加え、37℃で60分間処理した後、モルモット赤血球浮遊液を加え、4℃で一夜静置し、観察する。

3.3.10.3.3 (略)

3.3.10.4 牛RSウイルス感染症力価試験

3.3.10.4.1 試験材料

<u>3.3.10.4.1.1~3.3.10.4.1.3</u> (略)

3.3.10.4.1.4 培養細胞

Vero細胞を培養し、単層となったものを用いる。

3.3.10.4.2 試験方法

─ 注射材料2mLずつを5匹の試験動物に14日間隔で2回腹腔内に注射し、第2回目の注射後14日目に得られた各個体の血清について中和試験を行う。

被検血清を非働化した後、ウイルス増殖用培養液で2倍階段希釈する。希釈血清と0.1mL中約200TCID5の中和試験用ウイルスとを等量混合し、22℃で24時間処理する。この混合液0.1mLずつを4本(穴)の培養細胞に接種し、37℃で60分間静置吸着させた後、製剤ごとに農林水産大臣が適当と認めた培養液を加え、34℃で10日間培養し、観察する。

3.3.10.4.3 判定

- 培養細胞の2本 (穴) 以上にCPEの抑制を認めた血清の最高希釈倍数を中和抗体価とする。

中和抗体価2倍以上を中和抗体陽性とする。

試験動物の中和抗体陽性率は、80%以上でなければならない。

4 (略)

付記 $1\sim5$ (略)

付記6 細胞増殖用培養液

1 000mL中

3.4.9.1の試験に用いた動物を用いる。

 $3.4.1\overline{0.2.1.2} \cdot 3.4.10.2.1.3$ (略)

3.4.10.2.2 試験方法

3.4.9.1の試験終了後、7日目に得られた血清について、中和試験を行う。

被検血清を非働化した後、細胞増殖用培養液で2倍階段希釈する。各希釈血清0.5mLと0.1mL中約200TCID50の中和試験用ウイルス液0.5mLとを混合し、37℃で $\overline{60}$ 分間処理する。この混合液0.1mLずつを、小試験管に $\overline{0.5}$ mLずつ分注した細胞 4本ずつに接種する。37℃で4~5日間静置培養し、観察する。

3.4.10.2.3 (略)

3.4.10.3 牛パラインフルエンザカ価試験

3.4.10.3.1 試験材料

 $\boxed{3.4.10.3.1.1} \sim 3.4.10.3.1.3$ (略)

3.4.10.3.2 試験方法

接種材料0.2mLずつを5匹の試験動物の鼻腔内に接種し、21日目に得られた各個体の血清について赤血球凝集抑制試験を行う。

被検血清0.2mLに25w/v%カオリン加生理食塩液0.6mLを加え、20分間処理した後、 $1,700 \times G$ で20分間遠心し、その上清を希釈液を用いて2 倍階段希釈する。各希釈血清0.2mLに4単位の赤血球凝集抗原0.2mLを加え、37 $^{\circ}$ Cで60分間処理した後、希釈液で調整した0.3vol $^{\circ}$ セルモット赤血球浮遊液0.2mLを加え、4 $^{\circ}$ Cで一夜静置し、観察する。

3.4.10.3.3 (略)

3.4.10.4 牛RSウイルス感染症力価試験

3.4.10.4.1 試験材料

3.4.10.4.1.1~3.4.10.4.1.3 (略)

3.4.10.4.1.4 培養細胞

Vero細胞を小試験管に3~4日間培養し、単層となったものを用いる。

3.4.10.4.2 試験方法

─ 注射材料2mLずつを5匹の試験動物に14日間隔で2回腹腔内に注射し、第2回目の注射後14日目に得られた各個体の血清について中和試験を行う。

被検血清を非動化した後、ウイルス増殖用培養液で 2 倍階段希釈する。希釈血清0.5mLと0.1mL中約200TCID $_{50}$ の中和試験用ウイルス0.5mLとを混合し、22Cで24時間処理する。この混合液0.1mLずつを 4本の培養細胞に接種し、37Cで60分間静置吸着させた後、ウイルス増殖用培養液を0.5mLずつ加え、34Cで10日間回転培養し、観察する。

3.4.10.4.3 判定

一 培養細胞の2本以上にCPEの抑制を認めた血清の最高希釈倍数を中和抗体価とする。

中和抗体価2倍以上を中和抗体陽性とする。

試験動物の中和抗体陽性率は、80%以上でなければならない。

4 (略

付記1~5 (略)

付記6 細胞増殖用培養液

1.000mL中

トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95 g 牛胎子血清 50 \sim 100 mL イーグルMEM 残 量 炭酸水素ナトリウムでpHを7.0 \sim 7.2に調整する。

必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

以下(略)

トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95 g 牛胎子血清 50~100 mL イーグルMEM 残 量 炭酸水素ナトリウムでpHを7.0~7.2に調整する。 血清は牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢ー粘膜病、牛パラインフル エンザ3型及び牛RSの各ウイルスに対して抗体陰性のものを用いる。 必要最少量の抗生物質を加えてもよい。 以下(略)